

同意書

下記項目内容を確認いただき、申請時点で該当しない項目を含め、全ての承諾欄に☑を入れてください。

	項目	承諾
1	しおりの内容を理解・把握したうえで申請をします。	<input type="checkbox"/>
2	申込書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、申込児童の入所決定を取り消すことがあります。この場合において入所決定取り消しに異議はありません。	<input type="checkbox"/>
3	利用調整は、申込締切日までに提出された書類により行います。締切後に提出された書類は翌月利用調整から考慮します。	<input type="checkbox"/>
4	勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。	<input type="checkbox"/>
5	<p>《令和5年1月1日現在または令和6年1月1日現在、日野市内に住民登録がない場合》 個人番号提供書の提出が間に合わない場合は、課税(非課税)証明書を提出してください。 令和6年4月～8月入所利用:令和5年度住民税情報、令和6年9月～令和7年3月入所利用:令和6年度住民税情報が必要となります。税情報が未申告の場合は、各年1月1日現在に住民登録がある自治体の住民税担当課への申告が必要になります。</p>	<input type="checkbox"/>
6	<p>《64歳以下の祖父母と同居している場合》 ※二世帯、世帯分離含む 64歳以下の同居祖父母が保育にあたれない理由がある場合は、証明する書類(就労証明書、診断書等)を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
7	<p>《ひとり親の場合》 配偶者がいない方は、「離婚届受理証明書」「戸籍謄本」「ひとり親家庭等医療証」「児童育成手当受給証明」「児童扶養手当受給者証」いずれかの写しを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
8	<p>《同一世帯内に在宅障害者(児)がいる場合》 同一世帯内に在宅障害者(児)がいる場合は、「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「特別児童扶養手当受給者証」「障害基礎年金の年金証書」のいずれかの写しを提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
9	<p>《兄弟姉妹同時申込の場合》 ※しおりP17を必ず確認した上でご承諾ください。 1 「同時に同じ保育施設を利用できる場合のみ利用する」または、「同時に利用できれば別々の保育施設でも利用する」を選択した場合、申込児童のうち1人が利用可能でも、他の申込児童が利用できなければ、全員が待機となります。 2 「一人だけが利用できる場合でも保育施設を利用する」を選択し、一人だけ利用決定となった場合であっても、就労等の在園要件を満たさなければ退所となります。</p>	<input type="checkbox"/>
10	<p>《保育希望理由が【就労】の場合》 入所月の就労状況は、申請時に提出される「就労証明書」に基づいたものとなります。申請時の勤務先や就労条件が、入所時に変更されていた場合退所となることがあります。 《保育希望理由が【内定(就労)】の場合》 入所が決定した場合は、入所月の月末までに就労を開始し、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。期日までに就労を開始できない場合は退所となります。</p>	<input type="checkbox"/>
11	<p>《保育希望理由が【出産】の場合》 入所期間は、出産予定月とその前後2か月です。期間満了時に必ず退所となります。 ※入所中に就労を開始しても、在園期間は延長されません。</p>	<input type="checkbox"/>
12	<p>《保育希望理由が【疾病・負傷・障害】の場合》 「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「愛の手帳」、「自立支援医療受給者証(精神通院)」、「指定難病医療受給者証」のいずれかの写し、または「診断書(疾病等の状態と保育にあたれない旨が記載されたもの)」を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
13	<p>《保育希望理由が【介護】の場合》 要介護者の介護度がわかるもの(「診断書」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳」「介護保険被保険証」)いずれかの写し、及び介護する方の「スケジュール表」を提出してください。</p>	<input type="checkbox"/>
14	<p>《保育希望理由が【就学】の場合》 「スケジュール表」「カリキュラム(時間割等)」「学生証(または在学証明書)」を提出してください。就学内定の場合は、「合格通知」を提出してください。※国・都道府県・市町村の職業訓練施設等または学校教育法に定める学校等に通学している場合に限りです。</p>	<input type="checkbox"/>
15	<p>《保育希望理由が【求職】の場合》 在園期間は3か月です。入所後、指定期日までに「就労証明書」を提出してください。指定期日までに就労が開始できない場合や労働を経ないで他の保育希望理由に切り替える場合は退所となります。</p>	<input type="checkbox"/>

【裏面あり】

	項目	承諾
16	<p>《育児休業取得中又は取得予定の場合》 入所が決定した場合は、利用を開始した月の翌月1日(1日が日曜日など休業日の場合はその前営業日。2日付けの復職はできません。)までに、申込時の勤務先に同条件で復職のうえ、指定期日までに「復職証明書」を提出してください。翌月1日までに復職できない場合や申込時の勤務先に同条件で復職しない場合は退所となります。(育児短時間勤務の利用は可能です。)</p>	<input type="checkbox"/>
17	<p>《転職される場合》 入所月の就労状況、利用調整に使用する指数は、申請時に提出される「就労証明書」に基づいたものです。申請時の勤務先や就労状況が、入所時に変更されていた場合退所となることがあります。 やむを得ず、転職する場合は事前に保育課に連絡してください</p>	<input type="checkbox"/>
18	<p>《転所希望の場合》 転所決定後は、現在利用している施設には別の児童が入所決定しているため、いかなる理由でも転所先の決定辞退はできません。希望保育施設は、必ず通える園のみを記入してください。 ※転所の意思がなくなった場合は、速やかに取り下げを行ってください。</p>	<input type="checkbox"/>
19	<p>《希望保育施設について》 希望保育施設については、保育内容(保育方針、慣らし保育、開所時間、延長時間)等を必ず確認してください。なお、希望保育施設は通える施設を記入してください。 ※保育施設により受入れ年齢が異なりますので必ずご確認の上、ご記入ください。 ※4月1次利用調整で決定園を辞退した場合、2次利用調整の対象となりません。 ※希望施設の変更は、郵送または窓口での受付となり、電話での変更はできません。</p>	<input type="checkbox"/>
20	<p>《申込を取り下げる場合》 認可の保育園の申込が必要なくなった場合には、速やかに「利用調整申込取下書」を保育課へご提出ください。</p>	<input type="checkbox"/>
21	<p>《認定こども園を希望している場合》 しおりP6、37、47～48の内容を確認してください。 ※利用調整は認定こども園を第1希望にしている児童が優先されます。</p>	<input type="checkbox"/>
22	<p>《小規模保育事業を希望している場合》 しおりのP6・37・48内容を確認してください。ひのめばえ保育園の進級先は、日野ふたば幼稚園となります。</p>	<input type="checkbox"/>
23	<p>《市外の保育施設を希望の場合》 希望する施設が所在する区市町村によって申込締切日、必要書類、申込条件、希望施設記入数の上限が異なりますので、所在する区市町村に直接確認してください。区市町村に必要書類等確認後、希望する施設が所在する区市町村の申込締切日の1週間前までに、必要書類を日野市役所2階保育課窓口へ提出してください。また、教育・保育給付認定・利用調整に必要な個人情報を相手先自治体に提供します。</p>	<input type="checkbox"/>
24	<p>《申込児童を認可外保育施設または一時保育等に預けている場合》 認可外保育施設や緊急1歳児事業を利用している場合は、保育受託証明書(在所施設代表者が記入)または保育施設の契約書の写しを提出してください。一時保育・ファミリーサポート・ベビーシッターに預けている場合は、利用した日付・時間がわかる領収書をご提出ください。 ※保護者が産前産後休暇・育児休業・その他休業取得中であり、その休業の対象となる児童が在所している場合は、加対象外となります。なお、施設が所在する地方公共団体に届出がされている施設に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>
25	<p>《申込児童が食物アレルギー等の場合》 保育施設では医師の診断に基づき除去食の対応を行っていますが、重度の食物アレルギーや宗教上の理由などによる制限には対応できない場合があります。また、お弁当の持参をお願いする場合があります。施設側の受入れ態勢については希望施設に事前に相談し、確認を行ったうえで申請してください。</p>	<input type="checkbox"/>
26	<p>《申込児童が障害児等の場合》 障害や特性・発達の段階、保育施設の状況によって受け入れが難しい場合があります。申込前に必ず全ての希望施設への問い合わせを行い、症状や発達の段階について各施設長に相談していただき、施設側の受け入れ態勢について確認したうえで、申請書の希望保育施設名を記入してください。また、利用調整指数の調整指数で加点の対象となるのは「集団保育が可能かつ必要である」旨が記載された診断書が提出された場合のみです。</p>	<input type="checkbox"/>
27	<p>《あらい保育園、みなみだいら保育園を希望している場合》 あらい保育園が併設される「都営日野新井アパート」と、みなみだいら保育園が併設される「都営日野平山アパート」は、東京都による団地建替え工事が進められています。しおりP47の内容を確認してください。</p>	<input type="checkbox"/>
28	<p>《入所が決定した場合》 決定した園から要請があった場合に限り、保護者連絡先の情報を保育課から提供する場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>

以上の項目について承諾いたしました。

保護者氏名

申込児童名

児童生年月日 (年 月 日)